

● 独立行政法人統計センター中期目標新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項</p> <p>(1) 次に掲げる総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国勢調査</li> <li>② 事業所・企業統計調査</li> <li>③ 住宅・土地統計調査</li> <li>④ 就業構造基本調査</li> <li>⑤ 全国消費実態調査</li> <li>⑥ 全国物価統計調査</li> <li>⑦ 社会生活基本調査</li> <li>⑧ 経済センサス</li> <li>⑨ 労働力調査</li> <li>⑩ 小売物価統計調査(消費者物価指数)</li> <li>⑪ 家計調査</li> <li>⑫ 個人企業経済調査</li> <li>⑬ 科学技術研究調査</li> <li>⑭ サービス産業動向調査</li> <li>⑮ 家計消費状況調査</li> <li>⑯ 住民基本台帳人口移動報告</li> </ul> <p>(2) 上記(1)に掲げる統計調査のほか、新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項</p> <p>(1) 次に掲げる総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国勢調査</li> <li>② 事業所・企業統計調査</li> <li>③ 住宅・土地統計調査</li> <li>④ 就業構造基本調査</li> <li>⑤ 全国消費実態調査</li> <li>⑥ 全国物価統計調査</li> <li>⑦ 社会生活基本調査</li> <li>⑧ 労働力調査</li> <li>⑨ 小売物価統計調査(消費者物価指数)</li> <li>⑩ 家計調査</li> <li>⑪ 個人企業経済調査</li> <li>⑫ 科学技術研究調査</li> <li>⑬ サービス産業動向調査</li> <li>⑭ 家計消費状況調査</li> <li>⑮ 住民基本台帳人口移動報告</li> </ul> <p>(2) 上記(1)に掲げる統計調査のほか、<u>経済センサス(仮称)</u>その他の新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること</p>

改正後	改正前
<p>2 受託製表に関する事項</p> <p>(3) 平成 21 年度に統計法（平成 19 年法律第 53 号）が全面施行されることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 34 条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、<u>必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該統計の作成等を適切に行うこと。</u></p> <p>3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項</p> <p>(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成 21 年度に統計法が全面施行されることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、<u>必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該匿名データの提供を適切に行うこと。</u></p> <p>(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2（3）による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記（3）による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成 21 年度に同法が全面施行されることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、<u>運営する準備を行うとともに、同法施行後は、統計データアーカイブを適切に運営すること。</u></p>	<p>2 受託製表に関する事項</p> <p>(3) 平成 21 年度に統計法（平成 19 年法律第 53 号）が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 34 条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うこと。</p> <p>3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項</p> <p>(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成 21 年度に統計法が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うこと。</p> <p>(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2（3）による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記（3）による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成 21 年度に同法が全面施行される<u>予定</u>であることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うこと。</p>